

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する
要綱案のたたき台（１）

目次

第１部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し	1
第１ 株式交付制度の見直し	1
1 株式交付の対象となる場面	1
2 株式交付の対象となる会社	2
3 株式交付の手続	2
第２ 現物出資制度の見直し	4
1 検査役の調査の制度の見直し	4
2 不足額填補責任の見直し	5
3 その他の検討事項	6
第２部 株主総会の在り方に関する規律の見直し	8
第１ バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会	8
1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件	8
2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等	11
3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則	15
4 株主総会の延期又は続行	19
5 場所の定めのある株主総会の開催請求権	20
6 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会	20
7 バーチャル社債権者集会	21
8 社債、株式等の振替に関する法律第８６条に規定する書面制度	24
第２ 実質株主確認制度	26
1 株式会社から実質株主を確認する制度	26
2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度	39
第３ 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項	43
1 書面交付請求制度の見直し	43
2 書面による議決権の行使についての見直し	43
3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し	44

第 1 部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第 1 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

(1) 株式会社がその子会社の株式を譲り受ける場合を株式交付の対象とするものとする（注 1）（注 2）。

(2) 株式会社を会社法施行規則第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

（注 1）会社法第 8 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる額について、株式交付親会社が過去 2 年以内において当該株式交付子会社を株式交付子会社とする株式交付をした場合（株式交付親会社が会社法第 8 1 6 条の 3 第 1 項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合を除く。）には、当該株式交付における同号に掲げる額を含むものとする。

（注 2）株式交付親会社の事前開示事項について、①株式交付親会社が過去 2 年以内において当該株式交付子会社を株式交付子会社とする株式交付をした場合（株式交付親会社が会社法第 8 1 6 条の 3 第 1 項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合を除く。）には、更に株式交付をすることとする理由及び②株式交付親会社が株式交付が効力を生ずる日の後に当該株式交付子会社を株式交付子会社とする株式交付をする予定がある場合には、その理由を加えるものとする。

（補足説明）

本文(1)及び(2)は、部会資料 1 3 の第 1 部第 2 の 1（株式交付の対象となる場面）と基本的に同様であるが、本文(1)について表記を調整するとともに、第 1 5 回会議における議論を踏まえ、以下のとおり、簡易株式交付の潜脱的な利用を防止するために注 1 及び注 2 を加えている。

第 1 5 回会議では、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とすることについて、賛成する意見と反対する意見があり、これを認めるとしても潜脱的な簡易株式交付の利用への対策を講ずるべきであるとの意見が多数あった（具体的な対策としては、一定期間内に行われた株式交付の対価額を合算して簡易株式交付該当性を判断することや、潜脱的な簡易株式交付の利用かどうかを判断できるだけの情報を開示する規制を設けることなどが挙げられていた。）。

そこで、規制を潜脱する意図で株式交付を複数回に分けて簡易株式交付として実施することを防止するために、注 1 において、簡易株式交付の算定の基礎となる対価額（会社法第 8 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる額）に、過

去2年以内の同一の会社を対象会社とする簡易株式交付における対価額を加算することを注記している。この2年という期間は、ある行為に関する規制の潜脱を防止するためにその後の一定期間内に行われる行為を規制の対象とする点において、事後設立に係る規律（会社法第467条第1項第5号）と
5 共通することから、その期間を参考にしたものである。

なお、上記と異なる考え方として、簡易株式交付をした場合には、2年間、同一の会社を対象会社とする株式交付は一切できないとする考え方もあり得る。しかしながら、2年以内であっても後行の株式交付について株主総会の承認を受けて行うのであればこれを否定する理由はないように思われること、
10 経営状況の変動等の正当な理由で2回目の株式交付をする場合にこれを否定することは行きすぎであるとも考えられることから、この考え方によることとはしていない。

また、株主が潜脱的な簡易株式交付の利用の有無を評価できるようにするために、注2において、事前開示事項として、①過去2年以内に同一の会社
15 を対象会社とする簡易株式交付をしたにもかかわらず、更に株式交付をする場合にはその理由及び②効力発生日後に同一の会社を対象会社とする株式交付をする予定がある場合にはその理由を加えることを注記している。

2 株式交付の対象となる会社

20 (1) 持分会社を子会社とする場合及び子会社である持分会社の持分を譲り受ける場合を株式交付の対象とするものとする。

(2) 外国会社（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。以下
25 同じ。）を子会社とする場合及び子会社である外国会社の株式又は持分を譲り受ける場合を株式交付の対象とするものとする。

（補足説明）

本文(1)及び(2)は、部会資料13の第1部第2の2（株式交付の対象となる会社）と基本的に同様であるが、前記本文1(1)の見直しを踏まえ、子会社
30 である持分会社又は外国会社の株式又は持分を譲り受ける場合についても加えている。

3 株式交付の手続

株式交付親会社が株式交付により持分会社の無限責任社員となる場合
35 を除き、株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

（注）株式交換完全親株式会社（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭

等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合（会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。）に限る。）における債権者保護手続を廃止するものとする。

5

（補足説明）

1 株式交付親会社等における債権者保護手続（本文及び注）

第15回会議では、株式交付親会社における債権者保護手続を廃止することについて、反対する意見は特段みられなかったものの、株式交付親会社
10 社が持分会社の無限責任社員の地位を引き継ぐ場合には債権者保護手続を必要とするべきではないかとの意見が複数あった。

この点について、前記本文2(1)の見直しにより、株式交付親会社が株式交付により持分会社の無限責任社員の持分を譲り受け、その無限責任社員となる場合があり得ることとなる。この場合には、株式交付親会社は持分
15 の譲受け前に生じた持分会社の債務についてもこれを弁済する責任を負うこととなると解され（会社法第605条）、部会資料13の第1部第2の3（株式交付の手続）の前提となる整理を踏まえても、承継される財産（債務）によっては会社の財産状況が悪化し得る場合（吸収合併存続株式会社の債権者、吸収分割承継株式会社の債権者等）として、債権者保護手続を
20 必要とするべきであると考えられる。

そこで、本文では、株式交付親会社における債権者保護手続を廃止する範囲から、株式交付親会社が株式交付により持分会社の無限責任社員となる場合を除くこととしている。

なお、上記の例外的に株式交付親会社における債権者保護手続を必要とする場合においては、公告・催告事項のうち、「株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの」（会社法第816条の8第2項第3号）について、公告・催告事項から除外することを想定している。会社法では、持分会社においては計算書類の公告が要求されていないことから、組織再編行為をする際の債権者保護手続において、持分会社の計算書類に関する事項を公告・催告事項から除外することとされているためである（会社法第799条第2項第3号括弧書参照）。
30

注については、部会資料13の第1部第2の3と同様の注記をしている。

2 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権

第15回会議では、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとするべきであるとの意見が複数あり、その理由としては、①成長投資の原資となる金銭の流出を防止し、株式対価M&A
35

の障害を取り除くこと、②現行の他の制度における株主保護との比較（株式の有利発行が行われた場合との比較）の観点からも適切であることなどが挙げられていた。しかしながら、これまでの部会において繰り返し議論があったように、これに反対する意見が多数あり、その理由としては、⑦株式買取請求権には組織再編等が公正な条件で行われることを確保する機能があること、⑧新株発行の規制の都合の良い部分だけを切り取ることは不合理であること、⑨株式交付によっても既存株主に合併や会社分割と同等の影響を与え得ること、⑩対価が不公正な場合の救済が図られるべきであること、⑪組織再編が現物出資規制の適用を受けないのは、株式買取請求を含む手続規制に服するためである上に、株式交付の範囲拡大と株式買取請求権の廃止は整合しないこと、⑫米国の法制と比較するのであれば、米国の法制では、我が国の株式買取請求権が果たしている機能は多数株主の少数株主に対する信任義務やクラスアクションの組合せによって達成されている可能性があることも考慮する必要があることなどが挙げられていた。

以上のとおり、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとするを正当化することは困難であると考えられることから、この点については提案していない。

さらに、第15回会議では、組織再編行為の実施の公表又は株式交付計画の公表がされた後に株式を取得した株主については、株式買取請求権が投機的に利用されるおそれがあることなどの理由から、これを認めないものとするべきであるとの意見が複数あった。他方で、取り分け株式交付親会社（買取者）側の株式について株式買取請求権が投機的に利用されている現状にあるとはいえないこと、株式買取請求権には諸外国と比べて価格の決定手続が不十分な現状にあることへの異議という機能もあることなどの理由から、これに慎重な意見も複数あった。この点について、株式交付に関して株式交付計画の公表がされた後に株式買取請求権が投機的に利用されている実態は必ずしも明らかでない上に、株式買取請求権が公正な取引条件を設定させる抑止力になっているとの指摘もあったことを踏まえ、このような見直しをする必要性及び許容性があるとはいえないことから、この点については提案していない。

第2 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。

(1) 取締役が会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額を相当とする理由の説明をした場合には、当該現物出資財産の価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。

(2) 公開会社においては、(1)に規定する説明をする場合には、募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

(補足説明)

本文(1)は、部会資料13の第1部第3の1(検査役の調査の制度の見直し)と基本的に同様であるが、表記を調整するとともに、本文(2)において、公開会社についての規律を加えている。

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

募集株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。)は、その給付した現物出資財産の募集事項の決定の時のにおける価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合(取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)と通じて募集株式を引き受けた場合又は現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をした場合に限る。)には、株式会社に対し、当該不足額(その給付した現物出資財産の価額が、募集事項の決定の時から会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時までに増加した場合にあつては、当該時における現物出資財産の価額がこれについて定められた同号の価額に不足する額)を支払う義務を負うものとする。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

取締役等(会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。)及び証明者(同条第3項に規定する証明者をいう。)は、現物出資者の給付した現物出資財産の募集事項の決定の時のにおける価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、(1)に定める額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う。

(補足説明)

第15回会議では、現物出資者の不足額填補責任の要件・効果について、

①「著しく不足する場合」との要件を設けながら通謀や故意等をも要件とすることは過剰である、②少ない出資で不当に多数の株式を取得することについて組織法的には制限があるという考え方からは、財産の評価について注意を尽くし適切な額を伝える義務を果たさなかった場合には責任があるとするべきである、③民法との整合性から、金銭の支払及び株式の無償譲渡の双方を可能とするべきである、④現物出資者による株式での代物弁済を認めるべきであるなどの意見があった。また、取締役等及び証明者の不足額填補責任について、⑤立証責任の転換がされないとする、立証のハードルが高く、不当に責任を軽くすることになってしまうなどの意見があった。

他方で、現物出資者の不足額填補責任の要件・効果について、⑦通常の売買と対比して現物出資の場合にのみ現物出資財産が所定の価額の価値を有することを法律上保証させる合理性はなく、むしろそのようにすると現物出資を萎縮させるため望ましくないことなどから、部会資料13の第1部第3の2(1)(現物出資者の不足額填補責任)の提案に賛成する意見があった。また、取締役の不足額填補責任について、⑧部会資料13の第1部第3の2(2)(取締役等及び証明者の不足額填補責任)の提案は、責任を一般の取引類型に比べて不当に軽くするような提案ではない(一般の取引で価値の低い物を買った取締役は善管注意義務の違反が立証されないと責任を問われないことを踏まえると、この提案は、現物出資の場合の厳しい規制を一般の取引に近付ける提案である)などの意見があった。

さらに、上記⑦を支持しつつ、取締役等及び証明者の不足額填補責任については、⑨現物出資財産の過大評価があった場合に最も責任を問われるべきであるのは取締役等又は証明者であり、特に、検査役の調査の制度の見直し(前記本文1)をすることも踏まえると、取締役等又は証明者の責任を軽減することは避けた方がよいとの意見もあった。

以上の議論やこれまでの部会における議論を踏まえ、現物出資を他の取引と比べて萎縮させることを防止するために、現物出資者の不足額填補責任については部会資料13の第1部第3の2(1)と同様の提案としつつ、現物出資財産を不当に評価する危険を抑止する観点から、部会資料13の第1部第3の2(2)を変更して、立証責任の転換がされた過失責任を維持することを提案している。

なお、いずれについても、併せて表記を調整している。

3 その他の検討事項

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料 1 3 の第 1 部第 3 の 3 (1) (新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律) と同様である。

- 5 なお、部会資料 1 3 の第 1 部第 3 の 3 (2) (設立の際の現物出資に関する規律) については、前記本文 1 及び 2 と同様の規律を及ぼさないものとする
ことを変更するものではないが、見直しをしない内容であることを踏まえ、本文には掲げていない。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

(前注) 第2部の株主総会の在り方に関する規律の見直しについては、これと異なる内容を個別に明記するものを除き、種類株主総会についても同様の見直しをするものとする。

5

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下1から6までにおいて「実施要件」という。）として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

10

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。(注)

(2) 株式会社（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

15

ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

20

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全員の同意を得ること。

25

(3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

30

(注) 改正法の施行日において産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする(1)による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

35

(補足説明)

1 本文は、部会資料13の第2部第1の1（バーチャルオンリー株主総会の実施要件）と基本的に同様であるが、本文(2)エについて表記を調整している。

5 2 定款の定め（本文(1)）

(1) 第15回会議では、定款の定めを実施要件とすることについて、場所の定めのある株主総会が必ずしも原則的な開催方法ではないことや、定款の定めを必要とすると制度の利用が進まない可能性があることなどを理由として、これに反対する意見が複数あった一方で、株主総会の開催方法について株主の意思を反映させるべきであり、株主の反対により定款変更ができないことを理由に定款の定めを不要とするのは適切でないことなどを理由として、これに賛成する意見も複数あった。バーチャルオンリー株主総会の開催を認めることは、株主が物理的な会場において株主総会に出席する機会を設けないことを可能にするものであり、その開催を許容するか否かについては、株主の意思を反映させることが相当であると考えられる。そこで、これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)では、定款の定めを実施要件としている。

(2) また、第15回会議では、定款の定めを実施要件とする場合であっても、自然災害や感染症の拡大等により場所の定めのある株主総会の開催が困難な場合には、例外的に定款の定めを不要とするべきであるとの意見が多数あった。他方で、このような例外を設けるのであれば、その対象範囲を明確にするべきであるとの指摘もあり、例えば、①災害等の発生に際して役職員や株主等の生命・身体の危険が生じ得る場合に限るのか、あるいは交通機関の運休等により役職員や株主の来場が困難となる場合も含むのか、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会によることや、代替の会場を準備することもできない場合に限るのかなどが問題となると考えられる。

この点について、例外的に定款の定めがなくともバーチャルオンリー株主総会の開催を認めることが相当である範囲は、それぞれの会社の規模や株主構成、通信手段の利用状況等に応じて異なり得るものであり、必ずしも一義的に定まるものではないように思われる（産競法に基づく現行制度においても、例えば、①場面を限定せずにバーチャルオンリー株主総会とすることができる旨を定める例、②感染症や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切ではないと取締役会が判断したときは、バーチャルオンリー株主総会とすることができる旨を定める例、③感染症のまん延や天災

の発生等の通常ではない場合に限りバーチャルオンリー株主総会とすることができる旨を定める例等がある。)。そうすると、バーチャルオンリー株主総会の開催をどのような範囲で認めるかについては、法律で一律に定めるのではなく、それぞれの会社の状況に応じて、株主の意思をあらかじめ反映させることが相当であるとも考えられる。そこで、緊急時への対応を含め、バーチャルオンリー株主総会の開催が許容される範囲を定款自治に委ねることとし、本文では、定款の定めを不要とする例外は設けないこととしている。

なお、株主総会においてバーチャルオンリー株主総会に係る定款の定めについて決議をするに当たっては、緊急時における開催の可否及びその条件・開催方法のほか、後記本文2(3)の通信記録等の保存期間の延長や、後記本文5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を定款で認めることの要否等についても、併せて議論がされ得ることを想定している。それぞれの会社の状況に応じたバーチャルオンリー株主総会の開催の在り方について、これらの事項を一体として検討し、株主の意思を反映した定款の定めを設けることが考えられる。

3 情報伝達の即時性・双方向性の確保（本文(3)）

産競法では、本文(3)のような実施要件は定められていないものの、経済産業省＝法務省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関するQ&A」（令和8年3月27日）（以下「産競法Q&A」という。）Q6－2では、「株主総会が開催されたと評価されるためには、情報伝達の双方向性や即時性を確保する必要があると考えられ、場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法も、そのような要請を満たすものである必要があると考えられます。」とされている。

情報伝達の即時性・双方向性の確保として具体的に求められる内容については、最終的には解釈に委ねられるものの、その解釈の方向性について議論することは重要であると思われる。これまでの部会における議論を踏まえると、解釈の方向性や具体例として、以下のように整理することが考えられる。なお、実施要件としての情報伝達の即時性・双方向性の確保は、飽くまで会社法上最低限求められるものであって、これまでの部会でも示唆があったとおり、例えば、場所の定めのある株主総会により近付ける措置を講ずることを条件として定款の定めを設けるといったことも想定されるところである。

(1) 「株主総会の議事における情報」の内容

合理的に必要と認められる「株主総会の議事における情報」の内容としては、他の株主の反応や他の株主と会社側のやり取りが無制限に含ま

れるのではなく、各株主が質問の機会や議決権行使の機会を実質的に確保するために必要な範囲の情報が提供されることで足りると考えられる。具体的には、議事の進行に関する会社側の言動は「株主総会の議事における情報」に含まれる一方で、株主による質問や動議をテキストメッセージで受け付ける場合において、受信した質問や動議の全てがこの要件で求められる「株主総会の議事における情報」に含まれるわけではない（もっとも、株主による質問や動議のうち議長が取り上げたものは「株主総会の議事における情報」に含まれる）と考えられる。

(2) 即時性の内容

合理的に必要と認められる「即時に」の内容としては、通信方法の性質上、一般的に生ずる軽微なタイムラグは原則として許容されるものと考えられる。産競法Q&AのQ6-2でも、「システムの性質として情報の送受信に軽微なタイムラグが生じる場合であっても、議事への参加に支障がないように運営がされているときには、軽微なタイムラグがあることのみをもって、情報伝達の即時性が失われるものではないと考えられます。」とされている。

(3) 双方向性の内容

合理的に必要と認められる「相互に」の内容としては、株主と株式会社（株式会社の役員等）との双方向性（すなわち、株主と株式会社との間でやり取りが可能なシステムを使用すること）は必要である一方で、株主間の双方向性を確保すること（株主間でのやり取りが可能なシステムを使用すること）は、必ずしも実施要件として求められるものではないと考えられる。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記1(2)の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注１）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から２年間、当該通信記録等を保存しなければならない。（注２）

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ（注３）、株式会社は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

ア 当該請求を行う株主（以下「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

ウ 請求者が通信記録等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 請求者が、過去２年以内において、通信記録等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（注１）保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、法務省令において、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株主総会の議事に関して株式会社と株主の間で送受信された情報（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）を定めることを想定している。

（注２）会社法第２９７条第４項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主が通信記録等を作成して株式会社に提出しなければならず、株式会社は、当該通信記録等の提出があった日から株主総会の日後２年を経過する日までの間、当該通信記録等を保存しなければならないものとする。

（注３）①通信記録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求を、②通信記録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当

該電磁的記録に記録された事項について、法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は法務省令で定める方法による複写の請求をすることができ
るものとするを想定している。

5 (補足説明)

1 変更点について

本文は、部会資料13の第2部第1の2（バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等）と基本的に同様であるが、注1について表記を調整するとともに、注2及び注3を加えている。

10 2 通信記録等の作成及び保存（本文(3)、注1及び注2）

(1) 保存対象

第15回会議では、保存することが求められる通信記録等の具体的内容について、その他株主総会の議事に関して株式会社と株主の間で送受信された情報（注1の④）は、その範囲が不明確であることなどを理由として不要であるとの意見が複数あった。他方で、株主総会において取
15 り上げられなかった質問や動議（注1の②）に当たるかの区別が難しい発言もあり、これらを区別せずにいずれかに該当するとして保存する方が、恣意的な選別の疑いを避けることができ、実務上もかえって取扱いが容易であるとの意見も複数あった。

20 通信記録等の保存は、株主総会の議事進行の適正性を事後的に検証する観点から求められるものであるところ、会社が質問や動議に当たらないと判断した情報を全て保存対象から除外すると、その判断自体の適正性を事後的に検証することができない。

そこで、部会資料13の第2部第1の2と同様に、注1の①から④ま
25 でを保存対象とすることとし、④については、株主総会の議事に関して会社と株主との間で送受信された情報であることが明らかになるよう表記を調整している。

(2) 保存期間

第15回会議では、通信記録等の保存期間について、個人情報の管理
30 やシステムの維持に伴う負担があることや、決議取消しの訴えの提訴期間が3か月であること等を理由として、2年間より短くするべきであるとの意見があった。他方で、決議の瑕疵を争う手段は決議取消しの訴えに限られず、同様の期間制限のない決議無効確認又は決議不存在確認の訴えや取締役の善管注意義務違反に係る訴訟等において通信記録等が必要となる場合もあり、提訴までの期間や文書提出命令に関する審理の期
35 間を考慮すると、実務感覚として、2年間では短いとの意見があった。

また、非上場会社では株主総会の日から2年以上経過した後に決議の無効又は不存在が争われる事例もあることを踏まえ、役員の任期（取り分け監査役の原則的な任期である4年）を見据えた保存期間とするべきであるとの意見もあった。

5 この点について、通信記録等の保存期間は、株主が株主総会の議事進行の適正性を事後的に検証する必要性と、株式会社が個人情報を含む記録の適切な管理を継続する負担を衡量して定める必要があると考えられる。2年間の保存期間を設けることにより、通常、翌年の定時株主総会やそれに向けた監査等を契機として株主総会の議事の瑕疵が判明した場合にも、その後に必要な調査や資料の確認を行うための期間を確保することができるとも考えられる。他方で、監査役を含む役員の交代は、株主総会の議事の瑕疵を発見する契機の一つにはなり得るものの、議事の適正性の検証は役員の交代を待たずに行うことも可能であり、役員の交代後に瑕疵が判明する場合に備えて、一律に保存期間を長期化する必要があるとまではいえないようにも思われる。また、決議無効確認又は決議不存在確認の訴え等において通信記録等が必要となり得ることをもって、全ての株式会社に対して一律に長期間の保存を義務付けるべきであるとまではいえないようにも思われる。そこで、決議取消しの訴えの提訴期間である3か月に限らず、その後の議事の瑕疵の調査や資料の確認にも対応する期間を確保しつつ、株式会社の負担にも配慮して、本文(3)では、部会資料13の第2部第1の2と同様に、法定の保存期間を2年間としている。

15 なお、法定の保存期間を2年間とすることは、それぞれの会社の状況に応じ、定款によってこの保存期間を延長することを妨げるものではない。2年を超えて通信記録等を保存する必要性やその負担は、それぞれの会社の規模や株主の構成、議事運営の実情等に応じて異なり得ることから、保存期間を延長するか否か及び延長する場合の期間についても、バーチャルオンリー株主総会の開催を認めることと併せて株主の意思を反映させることとし、この点を含めて定款自治に委ねることが考えられる。

30 (3) 通信記録等の作成及び保存の主体（注2）

35 株主が会社法第297条第4項に基づき自ら株主総会を招集する場合には、実際に議事を運営する当該株主が通信記録等を作成して株式会社に提出しなければならず、会社がこれを保存するものとして、注2において、その分担を注記している。なお、株主が自ら株主総会を招集する場合においても、本文(4)の株主による通信記録等の閲覧又は謄写の請求

は、通信記録等の提出を受けてこれを保存する株式会社に対してすることとなる。

3 通信記録等の閲覧又は謄写（本文(4)及び注3）

第15回会議では、通信記録等の謄写が具体的に何を意味するかを明らかにするべきであるとの指摘があった。

そこで、注3において、通信記録等の閲覧及び謄写の請求の具体的内容としては、①通信記録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求を、②通信記録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項について、法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は法務省令で定める方法による複写の請求をすることができるものとするを想定している旨を注記している。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が、合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置（通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同じ。）として法務省令で定めるものをとった場合において、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

(1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

(2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

（補足説明）

1 変更点について

本文は、部会資料13の第2部第1の3（株主総会の決議の取消しの訴えの特則）と基本的に同様であるが、通信障害対策措置について、「通信障害対策が講じられた通信の方法を『使用』することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を『使用』することを含む。」として、「用意」を「使用」に改めている。

なお、末尾の別紙は、セーフハーバールールの解釈について、これまでの部会における議論を踏まえ、検討・整理を試みたものである。

2 通信障害対策措置と株式会社の故意・重過失による通信障害

(1) 通信障害対策措置について

第15回会議では、通信障害対策措置は株主総会が開始される時点までの事前準備として講ずる必要がある措置とし、株主総会が開始された後の事情（すなわち、準備された通信障害対策措置の運用状況）は、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置がとられたか否かの判断としては考慮しないという整理について、用意された通信障害対策措置を使用しなかった場合にセーフハーバールールが適用されることは適切でないとの意見が多数あった。

そこで、本文では、通信障害対策措置の意義について「用意」を「使用」に改め、株主総会が開始される時点までの事前準備の状況のみならず、株主総会における当該措置の運用状況も考慮して、合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとったかどうかを判断することとしている。例えば、通信障害が生じた場合の代替手段として電話回線を用意していたものの、当該電話回線を使用することが可能であり、かつ、合理的に必要であったにもかかわらず、これを使用しなかった場合には、セーフハーバールールは適用されないこととなる。

通信障害対策措置の具体的内容については、法務省令で定めることを想定しているところ、①通信障害対策が講じられた通信の方法を使用すること（例えば、株主の相当数が同時に接続しても十分な通信速度を維持することができるよう余裕を持った同時接続回線数を確保することや、冗長化された回線やバックアップ・システムを備えた通信システムを使用することなど）や、②通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用すること（通信障害が生じた場合の代替手段として複数の回線やWi-Fi、電話回線等を用意し、通信障害が生じた場合にこれらを使用することなど）を想定している。

なお、通信障害対策措置については、あらゆる事態に対応することを求めるものではなく、法務省令で定める措置を、合理的に必要と認められる範囲内で実施することを求めるものである。合理的に必要と認められる範囲内か否かについては、通信障害の発生前に把握することができた事情（例えば、株主総会に出席することが想定される株主の数、使用する通信方法の処理能力、過去に生じた通信障害の状況等）、発生した通信障害の内容、通信障害発生後に把握することができた事情（例えば、障害の復旧の見込み、代替の通信方法の利用可能性及び当該方法による障害の解消又は影響の軽減の見込み、当該方法への切替えに要すると見込まれる時間等）等を踏まえて判断することとなると考えられる。

(2) 通信障害対策措置と株式会社の故意・重過失による通信障害の関係

通信障害対策措置の意義について「用意」を「使用」に改める場合には、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置をとったにもかかわらず、株式会社の故意・重過失による通信障害が発生する場合があるのかについて、整理をする必要があると考えられる。

確かに、合理的に必要な通信障害対策措置が実施されていれば、通常は、株式会社の故意・重過失によって通信障害が生ずることは考え難いようにも思われる。そのような場合が存在しないと断定できるのであれば、株式会社の故意・重過失によって通信障害が生じた場合には、そもそも通信障害対策措置の実施というセーフハーバーの適用要件を満たさないこととなるため、本文(1)を削除することも考えられる。

もっとも、そのような場合を具体的に挙げることが困難であるとしても、通信障害の原因や態様は様々であり、第15回会議でも指摘があったとおり、立法の段階で起こり得る全ての事態を想定することは困難であることから、そのような場合が存在しないと断定するのは相当でないとの考え方もあり得る。このような考え方から、株式会社の故意・重過失によって生じた通信障害についてはセーフハーバーによる保護を及ぼさないことを明確にするため、本文(1)を維持することとしているが、この点について、どのように考えるか。

3 「決議に影響を及ぼすもの」について

(1) 「決議に影響を及ぼすもの」の意義

部会資料13の第2部第1の3では、本文(2)の規定によりセーフハーバーが適用されないこととなるのは、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであることを（株主総会の決議の取消しを求める者が）主張立証することができた場合であり、具体的には、通信障害による違反の事実がなければ決議の結果が変わっていたことを主張立証することができた場合、例えば、全10名（各人が1株保有）の株主中、4名が通信障害により株主総会に出席することができなかったが、残りの6名の議決権行使（5名賛成、1名反対）により可決されたという事例において、出席することができなかった者が出席していれば可決要件を満たさなかったこと（例えば、通信障害により出席することができなかった4名全員が反対の議決権を行使したことや、賛成した5名の意見が変わることなどにより、可決要件を満たさなかったこと）を主張立証することができたような場合がこれに当たると考えられるとしていた。

第15回会議では、上記の考え方について、通信障害により議決権を

行使することができなかった株主が、議決権を行使していれば賛成又は反対のいずれであったかを問題とするのではなく、その議決権数を基礎として、議決権行使の内容によって決議の結果が変わり得たかという抽象的な可能性によって判断するべきであるとの意見が複数あった。この
5 ような考え方によると、上記事例においては、通信障害により出席できなかった4名の議決権行使により決議の結果が変わった可能性があるため、(通信障害により4名が出席できなかったことを主張立証することができれば、当該4名の議決権行使の意向にかかわらず) 決議に影響を及ぼすものに当たるものと考えられる。第15回会議でも指摘があったと
10 おり、通信障害により出席できなかった株主の意向等を踏まえて実際に決議に影響を及ぼしたことを主張立証することは相当に困難であることを踏まえると、このような考え方が相当であるという考え方もあり得る。もっとも、このような考え方による場合には、例えば、全10名(各人が1株保有)の株主中、4名が通信障害により株主総会に出席することが
15 でできなかったが、残りの6名全員が賛成して可決されたという場合には、決議に影響を及ぼすものではないと考えることになるように思われるが、決議の取消しを求める者が、通信障害により出席できなかった株主が出席することにより賛成した6名の意見が変わっていたことを主張立証することは許されないのか(仮に、そのような主張立証ができた場合であ
20 っても決議に影響を及ぼすものではないと判断されるのか)が問題となるようにも思われる。また、例えば、末尾の別紙の事例(4)においては、決議に影響を及ぼすものに該当する余地はないと考えられるが、その妥当性も問題となるように思われる。「決議に影響を及ぼすもの」の意義については、最終的には解釈に委ねることが相当であると考えられるが、
25 以上を踏まえ、どのように考えるか。

(2) 立証責任の分担

立証責任の分担については、部会資料13の第2部第1の3と同様に、株主総会の決議の取消しの訴えにおいて、①決議の取消しを求める者が株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反する事実の主張立証をし、
30 ②これを争う株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置がとられたこと及び当該事実が通信障害によるものであることの主張立証をし、③決議の取消しを求める者が株式会社の故意・重過失によって当該通信障害が生じたこと又は当該事実が決議に影響を及ぼすものであることを主張立証することとなることを想定している。

35 第15回会議では、このような考え方を支持する意見があった一方で、会社側が通信障害の影響の及んだ範囲を把握することができないシステ

ムを使用したために、決議への影響を明らかにする記録が残されなかったことの不利益を株主側に負わせることは適切でないことなどを理由として、会社側が決議への影響がないことについての主張立証責任を負うべきであるとの意見もあった。

しかしながら、通信障害が生じた場合において、通信障害により株主総会への出席を継続することができなくなった株主（接続を途絶された株主）の有無については、会社側のみならず、株主側においても前記本文2(3)の通信記録等により把握できるものと考えられる。他方で、第15回会議では、通信障害の間にログインを試みた株主を特定することは、株主側のみならず会社側でも一般的には困難であるとの指摘がされた。このため、通信障害の影響が及んだ範囲を把握することの困難さや、通信障害の決議への影響の有無の立証の困難さの程度については、会社側と株主側とで大きな乖離はないとの考え方もあり得る。また、セーフハーバールールは、会社が合理的に必要と認められる通信障害対策措置をとったにもかかわらず生じた通信障害について、決議が取り消される範囲を限定し、バーチャルオンリー株主総会の実施に伴う法的安定性を確保することを趣旨・目的とするものである。この点について、会社側が決議への影響がないことについて主張立証責任を負うとすれば、現行の裁量棄却の制度（会社法第831条第2項）と同様に、決議への影響の有無が明らかにならない場合の不利益を会社が負うこととなる。そうすると、前記(1)の「決議に影響を及ぼすもの」の内容の解釈にもよるものの、合理的に必要と認められる通信障害対策措置をとった会社であっても、決議への影響がないことの立証が困難であるために決議が取り消されるおそれ残り、結果として会社がバーチャルオンリー株主総会の実施をちゅうちょするおそれがあり、上記の趣旨・目的が十分に実現されないおそれがあるようにも思われる。

以上を踏まえ、決議に影響を及ぼすものであることの主張立証責任について、どのように考えるか。

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生ずる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第298条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料 1 3 の第 2 部第 1 の 4 (株主総会の延期又は続行) と基本的に同様であるが、表記を調整している。

5 第 1 5 回会議では、通信が途絶した株主は延期又は続行の決定を知ることができないため、あらかじめ通知方法を招集通知に記載することや、少なくとも通知に努める義務を設けるべきであるとの意見があった。もっとも、周知の在り方については個別の事情に応じてその適否が判断されることを踏まえると、具体的な対応はそれぞれの会社の合理的な判断に委ね、特段の規律
10 を設けないことも考えられる。そこで、本文では、この点については提案していない。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める規律は
15 設けないものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料 1 3 の第 2 部第 1 の 5 (場所の定めのある株主総会の開催請求権) と基本的に同様であるが、定款によって場所の定めのある株主総
20 会の開催請求権を認めることを否定する趣旨ではないことを明確にするため、開催請求権を「認めない」とするのではなく、「認める規律は設けない」として表記を調整している。

第 1 5 回会議では、株主が株主総会を招集する場合や会社の経営権の移動が問題となるような場合など、一定の場合には場所の定めのある株主総会の
25 開催請求権を認めるべきであるとの意見が複数あった。しかしながら、これまでの部会では、株式会社が場所の定めのある株主総会の開催を強制されることによりバーチャルオンリー株主総会の利点が損なわれる懸念があることは変わらないことなどを理由として、これに反対する意見も多数あったところであり、また、どのような場合に場所の定めのある株主総会の開催請求権
30 を認めるかはそれぞれの会社の個別事情に応じて判断されるべきものであり、定款自治に委ねることが相当であるとも考えられる。そこで、本文では、この点については提案していない。

6 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

35 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会 (物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にはいない株主もインターネッ

ト等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。)については、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律(前記2(1)イ、ウ及びオ)、株主総会の議事録の記載事項に関する規律(前記2(2)ア)並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)に関する規律(前記3)を設けるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料13の第2部第1の6(規律の適用対象)(2)と基本的に同様であるが、表記を調整している。

第15回会議では、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会についても、通信記録等の作成及び保存の義務を課すべきであるとの意見があった。もともと、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、特段の規律が設けられていない現行法の下でも行われており、過度に規制することによりハイブリッド出席型バーチャル株主総会の普及を妨げることは相当でないと考えられる。そこで、本文では、この点については提案していない。

なお、部会資料13の第2部第1の6(1)(規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする)については、その実質的な内容を変更するものではないが、前記本文1(1)において(特段の限定なく)「株式会社」を主体としていることから明確であることを踏まえ、本文には掲げていない。

7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会(以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。)に関して、次の(1)から(5)までの規律を設けるものとする。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件(注)

ア 社債権者集会を招集する者(以下「招集者」という。)は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に社債権者集会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

イ 招集者は、社債権者集会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある社債権者の利益を確保するための措置として、次の①から④までのいずれかの措置をとらなければならない。

① 通信の方法を使用することに支障のある社債権者の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをする

こと。

② 通信の方法として電話を定めること。

③ 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる旨を定めること。

④ ①から③までの措置をとらないことについて、社債権者の全員の同意を得ること。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 前記 2 (1) アからオまでの事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（前記 2 (1) オの事項にあつては、招集の通知事項に限る。）。
イ 前記 2 (2) ア及びイの事項を社債権者集会の議事録の記載事項に加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から 2 年間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が、合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置として法務省令で定めるものをとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は会社法第 676 条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反したときは、次のア又はイのいずれかに該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は会社法第 676 条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生ずる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第 719 条及び第 720 条の規定は、適用しない。

(5) ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会

ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会（物理的な場所を定めて社債権者集会を開催するとともに、社債権者集会の場所にいない社債権者もインターネット等の通信方法を用いて社債権者集会に出席することができる社債権者集会をいう。）については、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（(2)アのうち、前記2(1)イ、ウ及びオの事項）、社債権者集会の議事録の記載事項に関する規律（(2)イのうち、前記2(2)アの事項）並びに決議の不認可の特則に関する規律（(3)）を設けるものとする。

（注）原則として募集事項（会社法第676条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）

に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料13の第2部第1の7（バーチャル社債権者集会）と基本的に同様であるが、後記本文第3の2の見直し（書面による議決権の行使を可能とすることを要せず、書面による議決権の行使又は電磁的方法による議決権の行使のいずれかを可能とすれば足りることとする見直し）をすることに伴い、バーチャルオンリー株主総会と同様に、前記本文1(2)のデジタルデバインド要件を設けている（本文(1)イ）。また、前記本文6のハイブリッド出席型バーチャル株主総会と同様に、ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会に関する記載を加えている（本文(5)）。

なお、通信記録等の保存期間について、第15回会議では、社債権者集会の決議の認可後も当該決議の有効性が争われる場合があり得ることから、社債に係る債権の消滅時効の期間も考慮し、5年程度とするべきであるとの意見があった。もっとも、社債権者集会の決議の認可制度は、社債権者保護の観点から、裁判所による後見的判断により瑕疵の有無を判断する手続であるため、バーチャルオンリー社債権者集会については、その認可申立事件において、必要に応じて通信記録等が提出され、その内容も踏まえて認可又は不認可の判断がされるものと考えられる。このような手続を経ることを踏まえると、認可後に改めて当該決議の有効性が争われる場合、取り分けその紛争において通信記録等を用いて議事の瑕疵の有無を判断する必要が生ずる場合は、通常想定し難いように思われる。

また、認可申立事件において通信記録等が提出された場合には、当該事件の記録は、事件完結の日から5年間保存されることとされており（事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第4条第1項及び第2項並

びに別表第一の 8 の項)、社債権者が利害関係を疎明して当該事件の記録の閲覧等の許可を申し立てた場合には、裁判所は、相当と認めるときは、これを許可することができる」とされている(非訟事件手続法(平成 23 年法律第 51 号)第 32 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項)。そのため、社債権者集会の日から 2 年を経過した後に通信記録等を確認しようとする場合には、この方法によって対応することが考えられる。

以上を踏まえ、通信記録等の保存期間については、バーチャルオンリー株主総会と合わせて、「2 年間」を維持している。

8 社債、株式等の振替に関する法律第 86 条に規定する書面制度

社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 86 条に規定する書面制度に関して、以下の(1)から(6)までの規律を設けるものとする。

(1) 振替社債の社債権者は、社債権者集会における議決権の行使その他振替法第 86 条第 1 項に規定する行為をするには、同項に規定する書面の交付又は(2)に規定する電磁的記録の提供を受けた上、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める者に当該書面又は電磁的記録を提示しなければならない。

(2) 振替社債の社債権者は、その直近上位機関(加入者にとってその口座が開設されている振替機関及び口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「証明記録」という。)の提供を請求することができる。

ア 当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替社債についての振替法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項

イ 証明記録の提供の日

(3) 証明記録の提供を受けた振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の 1 週間前までに(1)の規定による当該証明記録の提示をしなければならない。

(4) 証明記録の提供を受けた振替社債の社債権者は、(5)に規定する提供記録(当該証明記録に記録された日の後に提供されたものに限る。)を直近上位機関に提供するまでの間は、当該証明記録における証明の対象となった振替社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

(5) 証明記録の提供を受けた振替社債の社債権者は、振替法第 86 条第 1 項各号に掲げる者に対し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以

下「提供記録」という。)の提供を請求することができる。

ア 当該証明記録における証明の対象となった振替社債を特定することができる事項

イ 提供記録の提供の日

(6) 証明記録及び提供記録の提供を受けた振替社債の社債権者は、当該証明記録に記録された日が当該提供記録に記録された日以前である場合には、当該証明記録をもって、社債権者集会における議決権の行使その他振替法第86条第1項に規定する行為をすることができない。ただし、当該振替社債の社債権者が当該提供記録に記録された日の後に提供された証明記録をもって社債権者集会における議決権の行使をすることを妨げない。

(補足説明)

1 本文(1)、(2)、(4)及び(5)については、部会資料13の第2部第1の8(社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度)と基本的に同様であるが、順序を入れ替えるなど表記の調整をしている。

2 証明記録の提示(本文(3)及び(6))

第15回会議では、証明記録の提示について、社債権者集会の1週間前と当日の2回に分けて提示を求める必要性に疑義があるとの意見があった。

この点について、紙の証明書の場合には、無権利者による権利行使を防止するため、社債権者集会の1週間前と当日の2回に分けて証明書を提示することが求められていると考えられるところ、証明記録の場合には、社債発行会社等が提供記録を提供しない限り振替社債の振替又は抹消の申請ができない仕組みとなっており、提供記録の提供の有無は社債発行会社等において把握されるものであることから、2回に分けて証明記録を提示することを求める必要性は乏しいように思われる。その上で、社債権者集会の1週間前に紙の証明書の提示が求められている趣旨が、社債発行会社等において議決権者を確定するには時間が必要であり、社債権者集会の当日の提示では円滑、迅速に決議を完了させることが困難であるためであることを踏まえて、本文(3)では、証明記録については、社債権者集会の1週間前の提示のみを義務付けることとし、当日の提示は不要とすることとしている。

また、社債権者集会の1週間前に証明記録を提示した後、提供記録の提供を受けた上で、振替社債の一部のみを譲渡した場合やその後の事情により振替社債の譲渡をしなかった場合には、当該振替社債の社債権者が譲渡しなかった振替社債に対応する議決権を行使することを可能とするため、

本文(6)のただし書を加えている。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その中核的な趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に、副次的な趣旨を「有事の場面における株式会社の支配に関する重要な情報の把握」に求めることとした上で、次のアからサまでの規律を設けるものとする。

ア 上場会社は、法務省令で定めるところにより（注1）、株式管理機関（注2）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近下位株式管理機関（株式管理機関が株式管理業務（第三者のために株式の管理及び処分を業として行うことをいう。以下同じ。）を提供している他の株式管理機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（株式管理機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式管理機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限（以下「指図権限」という。）を有する者をいう。以下同じ。）に係る情報を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた株式管理機関は、当該請求に係る株式について当該株式管理機関の直近下位株式管理機関がある場合には、法務省令で定めるところにより、当該株式管理機関が請求又は通知を受けてから株式管理機関の保護のため必要かつ適当なものとして法務省令で定める期間内（注3）に、当該直近下位株式管理機関に対し、当該株式管理機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた株式管理機関は、法務省令で定めるところにより、当該株式管理機関が請求又は通知を受けてから株式管理機関の保護のため必要かつ適当なものとして法務省令で定める期間内（注4）に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該株式管理機関が有し、又は株式管理業務の提供を受ける当該上場会社の株式（以下「確認対象株式」という。）について当該株式管理機関の直近下位株式管理機関がある場合 その氏名又は

名称及び住所、その株式管理業務に係る確認対象株式の数その他の法務省令で定める事項（注５）

② 確認対象株式について当該株式管理機関に対する指図権者がある場合 その氏名又は名称及び住所、その指図権限に係る確認対象株式の数その他の法務省令で定める事項（注５）

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ 株式管理機関は、イ又はウの規定による通知又は情報の提供に関し、アの規定による請求をした上場会社から手数料を徴収することができる。この場合において、株式管理機関は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

オ 次に掲げる者は、過料に処する。

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

カ 上場会社が株式管理機関である基準日株主に対してアの規定による請求をし、かつ、当該基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権であり、当該株主総会が次のいずれかに該当する場合において、故意又は重大な過失によりイ又はウの規定に違反（当該違反に係る株式（以下「違反株式」という。）に係る議決権が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の２００分の１以上であるものに限る。）した者（以下(1)において「違反者」という。）があるときであって、上場会社が違反者（違反株式の基準日株主でない場合にあっては、違反者及び違反株式の基準日株主）に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした日から１か月を経過したときは、アの規定による請求を受けた基準日株主は、違反株式について、当該株主総会において議決権を行使することができない。

〔① 株主が、当該株主総会について、会社法第２９７条第１項、第３０３条第２項又は第３０５条第１項の規定による請求をした場合

② 株主が、自己又は第三者に当該株主総会における議決権の行使を代理させることを勧誘することを目的として株主名簿の閲覧又

は謄写の請求をした場合]

キ カの規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

① 違反者がイに規定する通知又はウに規定する情報の提供をした日から3週間を経過した場合

② カの違反が違反者の指図権者を直近下位株式管理機関と誤認したことに基づくものである場合

ク 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

ケ 議決権停止通知をする決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

コ 議決権停止通知又はこの規定による通知を受けた株式管理機関は、当該通知に係る違反株式について当該株式管理機関の直近下位株式管理機関がある場合には、直ちに、その旨を直近下位株式管理機関に通知しなければならない。

サ 議決権停止通知又はコの規定による通知を受けた株式管理機関は、当該通知に係る違反株式について当該株式管理機関に対する指図権者がある場合には、直ちに、その旨を当該指図権者に通知しなければならない。

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。

ア 上場会社が株式管理機関である基準日株主に対して(1)アの規定による請求をした場合（当該基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合に限る。）において、当該基準日株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者又は当該基準日株主の下位株式管理機関（注6）の指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1) アの規定による請求、イの規定による通知及びウの規定による情報の提供のそれぞれについて、法務省令で様式を定めることを想定している。

(注2) 「株式管理機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、株式管理業務を行う者（金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式管理業務を行う者及び当該者

に当該株式管理業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。)」をいうものとする。

(注3) 直近下位株式管理機関に対する請求の通知(転送)期限については、①EU(欧州連合)第二次株主権利指令(Shareholder Rights Directive II。Directive (EU) 2017/828による改正後のDirective 2007/36/ECをいう。以下同じ。)と同様に、営業日の16時までに受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方を踏まえつつ、実務上対応可能な期間を考慮して法務省令で定めることを想定している。

(注4) 通知を受けた株式管理機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば、㊦3営業日以内とする考え方、㊧7日以内とする考え方を踏まえつつ、実務上対応可能な期間を考慮して法務省令で定めることを想定している。

(注5) 法務省令で定める事項は、①会社法人等番号(法人であり、かつ、判明している場合に限る。)、②電子メールアドレス(判明している場合に限る。)等とすることを想定している。

(注6) 「下位株式管理機関」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。

① 直近下位株式管理機関

② 直近下位株式管理機関の直近下位株式管理機関

③ ②又はこの規定により下位株式管理機関に該当する者の直近下位株式管理機関

(補足説明)

1 変更点について

本文は、用語を「仲介機関」から「株式管理機関」に変更するなど表記の調整をしているほか、その実質的な変更点は、①費用負担(後記3)、②有事の場面の範囲等(後記4(1))及び③閾値による限定(後記4(2))の3点である。

2 指図権者の意義等(本文(1)ア)

(1) これまでの部会における議論の状況

指図権者の意義について、第15回会議では、「当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。」という限定を加えないことに賛成する意見があった。他方で、

第18回会議の参考人であるICGNからの意見聴取では、仲介機関（株式管理機関）において、アセットマネジャーの背後にいるアセットオーナーを特定することは困難であるとの意見があり、第18回会議では、これを支持する意見が複数あった。

また、第18回会議では、仲介機関（株式管理機関）に対する議決権行使指図の送付元が議決権行使助言会社となる場合であっても、議決権行使助言会社は事務代行にすぎず、指図の内容を決定する権限を有しないことから、「指図権者」には該当しないと考えるべきであるとの意見が複数あった。

さらに、第15回会議では、常任代理人と仲介機関（株式管理機関）の関係性をどのように考えるか整理が必要であるとの意見があった。

(2) 指図権者の意義

株式会社から実質株主を確認する制度（以下「確認制度」という。）において確認される者は、上場会社が、中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を行うという継続的な関係性を築くことが適切な者であるべきである。そして、会社法上、継続的な関係性を前提とした株主による上場会社に対する意思表示の方法としては議決権の行使が最も一般的なものと考えられるため、議決権行使の指図権を有する者の確認に焦点を当てることが制度の趣旨に合致する。そこで、確認制度において確認される者を、「指図権者」すなわち「株式管理機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式管理機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限〔中略〕を有する者」としている（本文(1)ア）。

また、同一の株式の議決権行使の指図に関する権限・役割（意思決定権限を含まないものを含む。）が複数の者に帰属する場合がある。例えば、①株式管理機関と当該株式管理機関において口座を有する顧客との間で締結する信託契約、カストディ契約等に基づき指図権限を有する当該顧客、②①の顧客から投資一任契約等に基づき財産の運用とともに議決権行使の指図を委託された運用会社及び③①の顧客又は②の運用会社から議決権行使の指図を委託された者が同時に存在する場合である。

これらの株式管理機関に対して議決権行使について指図を行うことができる者のうち、その指図の内容を決する権限を有せず、単に第三者が決定した内容を伝達する役割しか有しない者（上記③のうち、指図の内容を決定する権限を有しない者）は、中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を行うという継続的な関係性を築くことが適切な者とはいえず、「指図権者」に該当しないと考えられる。他方で、株式管理機関

との契約上は指図の内容を決定する権限を含む指図権限を有する者については、当該権限の全てを第三者に委任していたとしても、当該者はいつでも当該委任を解除することができる立場にあり（民法第651条参照）、受任者による判断にも影響力を与え得る存在であるため、中長期的な企業価値の向上に資する建設的な対話を行うという継続的な関係性を築くことが適切な者に該当すると考えられる。

そこで、前記(1)の第18回会議における意見については、議決権行使指図の送付元が事務代行にすぎず、指図の内容を決定する権限を有しない場合には「指図権者」には該当せず、他方で、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）については、上記①の株式管理機関の顧客に該当する場合には「指図権者」に該当することを想定している。このように整理しても、「指図権者」は、「株式管理機関に対して〔中略〕議決権の行使について指図を行うことができる権限〔中略〕を有する者」であり、飽くまでも株式管理機関に対する指図権限を有する者に限定されていることになる。したがって、株式管理機関において特定できないことは想定されず、特定が困難であるという問題は生じないように思われる。なお、欧州等の確認制度においても、基本的に、仲介機関（株式管理機関）に口座を有する顧客の情報が提供されていると指摘されているところである（部会参考資料24（「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」第3回会合におけるメンバー等の意見等のポイント）11頁）。

これを上記の例についてみると、上記①から③までの者は原則としていずれも「指図権者」に該当するものの、上記③の者が指図の内容を決定する権限を有しない場合には「指図権者」に該当しないこととなる。本文(1)では、このような整理を前提として、「指図権者」の定義に実質的な変更を加えないこととしている。

(3) 常任代理人の位置付け

上場会社は、一般に、その定款（又は株式取扱規程）において、外国に居住する名義株主については、日本国内の常任代理人を選任し、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定めなければならない旨の規定を設けている。そして、常任代理人が選任される場合には、その選任届において「株主の権利義務に関する一切の件」を常任代理人に委任するとしていることが多いとされている。

常任代理人と株式管理機関の関係性については、常任代理人は株式管理機関である名義株主が選任する代理人であり、名義株主自身ではなく、また、当該株式管理機関が株式管理業務を提供している相手ともいえず、直近下位株式管理機関にも該当しない。他方で、常任代理人は、株主の

権利義務に関する名義株主の包括的な代理人として、上場会社の確認請求を受ける権限を有しており（上場会社は常任代理人に確認請求をすることが可能であり）、常任代理人に確認請求が到達すれば名義株主自身に転送・情報提供義務が生じ、当該義務を常任代理人が代理して履行すること

も可能であると整理することを想定している。

なお、確認請求を行う上場会社側についても、株主名簿管理人が上場会社を代理して確認請求を行い、かつ、情報提供を受領することも可能であることを前提としている。

3 費用負担（本文(1)エ）

これまでの部会では、適切な費用の上限額を明文で定めることは容易でなく、費用が不合理に高額である場合にはそのような費用請求は認められないという解釈によって対応するべきであるとの意見が複数あった。

そこで、本文(1)エでは、費用の上限額等を法務省令で規律することとはせず、株式管理機関は、転送・情報提供義務の履行に関し、上場会社から手数料を徴収することができるとした上で、株式管理機関は、当該手数料について実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならないこととしている。なお、ここでいう「実費」の内容については解釈に委ねられることになるものの、特定の確認請求により直接的に生じた費用のみならず、確認請求への対応のために株式管理機関が一定のシステムの利用のための継続的な費用を負担しているのであれば、合理的に見込まれる確認請求の件数によって当該費用を除して得られた額を算入するなど、当該費用も合理的な範囲で考慮することが許容されることを想定している。他方で、システム開発等の初期費用については、その費用の対価が無形資産として株式管理機関に帰属することもあり得る上、継続的な費用と異なり、特定の期間において確認請求を行った上場会社のみに費用を負担させることは公平性を害し、確認制度の利用をちゅうちょさせることにもなりかねないため、「実費」には含まれないことを想定している。

4 制度の実効性を確保するための規律（本文(1)カ及びキ）

(1) 有事の場面

ア 有事の場面の範囲

第18回会議では、「有事の場面」に限定してもなお、制度の実効性を確保するための規律として議決権の停止措置を設けることについて反対する意見があった一方で、そのような限定なく議決権の停止措置を設けるべきであるとの意見も複数あった。また、これらの中間的な意見として、「有事の場面」に限定して議決権の停止措置を設けること

に賛成する意見が複数あり、さらに、議決権の停止措置を設けることについて積極的に賛成まではしないものの、議決権の停止措置を設けるのであれば、「有事の場面」に限定する必要があるとの意見が多数あった。

5 その上で、「有事の場面」に限定して議決権の停止措置を設ける場合の「有事の場面」の範囲について、①部会資料16における提案が合意できる範囲の限界であるとの意見、②株主提案又は臨時株主総会の招集請求がされた場合には、特に議案を限定する必要はないとの意見、
10 ③一部の株主から他の株主に対する議決権行使等の働き掛け又は委任状勧誘を行うこと等を目的として株主名簿の閲覧又は謄写の請求がされた場合を加えるべきであるとの意見、④金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の重要提案行為等（金商法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいう。以下同じ。）が行われた場面を加えるべきであるとの意見があり、意見が分かれた。

15 本文では、相対的にみれば積極的又は消極的な賛成が多かった「有事の場面」に限定して議決権の停止措置を設ける提案を維持している。その上で、「有事の場面」の範囲については、第18回会議における議論の状況を踏まえ、①株主が（議題又は議案による限定なく）株主提案又は臨時株主総会の招集請求をした場面及び②株主が委任状勧誘を行うことを目的として株主名簿の閲覧又は謄写の請求をした場面とすることを提案している。

20 上記の提案の理由は、株主総会の決議事項は、取締役会等の他の機関ではなく株主総会における判断が必要とされているという点で一定の重要性が認められるところ、上記①及び②の場面は、そのような株主総会の決議事項について、取締役会と一部の株主との間で実質的な意見の対立があり、その是非について他の株主も含めて上場会社としての決定を行う場面であり、指図権者及び大量保有者の情報が明らかにされないことにより上場会社ひいては株主の共同の利益が害される可能性が高いと認められるというものである。なお、金商法上の重要
25 提案行為等については、株主総会とは関係なく行われる場合には議決権の行使と直結しないため、指図権者の情報が明らかにされないことにより上場会社ひいては株主の共同の利益が害されるとはいえないように思われ、また、株主総会の付議事項として重要提案行為等が行われる場合には上記①に包含されることとなるため、個別の場面としては取り上げていない。

30 もっとも、特に上記①の場面については、第2部の第5「株主提案権

等に関する規律の見直し」における見直しの内容とも関連するため、「有事の場面」の範囲については第20回会議において引き続き議論することとし、ブラケットを付している。

イ 有事の場面であることを明示する必要はないこと

第18回会議でも指摘があったとおり、上場会社が仲介機関（株式管理機関）である基準日株主に確認請求を行うに際して前記アの有事の場面であることを明らかにすることを求める場合には、上場会社は株主名簿が確定した直後に確認請求を行い、その後には、当初の確認請求において回答を得られなかった仲介機関（株式管理機関）に対して二度目の確認請求を有事の場面であることを示して行うことが想定されるものの、重ねての確認請求に不経済な面があることは否定できない。また、仲介機関（株式管理機関）は、有事の場面でなくとも転送義務・情報提供義務を負っているものであり、有事の場面においてのみ仲介機関（株式管理機関）が負うべき注意義務の程度が高くなるものでもないように思われる。

そこで、本文(1)カでは、上場会社が株式管理機関である基準日株主に確認請求を行うに際して前記アの有事の場面であることを明らかにすることを求めないことにしている。

(2) 閾値による限定

第18回会議では、閾値による限定を設けることに反対する意見が複数あった一方で、賛成する意見が多数あった。また、閾値の基準を株式の数ではなく議決権の数とするべきであるとの意見が複数あった。

そこで、本文(1)カでは、200分の1以上という閾値は維持した上でその基準を議決権の数としている。すなわち、違反株式に係る議決権が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める割合が200分の1（0.5%）以上の場合に限り、議決権の停止の対象とすることとしている。他方で、株式管理機関が確認請求に対して提供する情報については、従前の提案どおり、株式の数を基準としている（本文(1)ウ）。これは、EU第二次株主権利指令において提供を求められているのは「保有株式の数」であり、株式管理機関が議決権の数を確認して回答するのは実務上の負担が大きいとの指摘があるためである。欧州等の確認制度における実務を踏まえると、種類株式を発行している場合には種類株式ごとに割り振られる証券コードごとに確認請求を行い、情報が提供されることが想定されるため、情報の提供を受けた上場会社において株式数を議決権数に換算することが可能となる。

また、第18回会議でも指摘があったとおり、転送義務・情報提供義務を負う仲介機関（株式管理機関）ごとに閾値の判定を行うことを想定しており、例えば株主名簿上は名義が異なっているとしても、実際には同一の名義株主がそれぞれの名義で転送義務・情報提供義務に違反した場合には、それらの違反株式を合算して閾値の判定を行うことを想定している。

他方で、第18回会議では、指図権者が複数の仲介機関（株式管理機関）に分散して指図権を有する場合にはこれらを合算して閾値の判定を行うべきであるとの意見が複数あったものの、確認制度における転送義務・情報提供義務の違反があった場合には指図権者が指図権を有する株式の数が回答されないため、閾値による限定として指図権者が指図権を有する議決権の割合を考慮することは、制度上困難であると思われる。そこで、この点は本文に反映しないこととしている。

(3) 違反の是正から議決権の停止の効力が失われるまでの期間

第18回会議では、議決権停止通知を受けた者が違反を是正してから議決権の停止の効力が失われるまでの期間について、3週間より短い期間とするべきであるとの意見が複数あった。

違反の是正から議決権の停止の効力が失われるまでに一定の期間を設けているのは、株主総会の直前に違反が是正されたことにより直ちに議決権の停止の効力が失われるとした場合には、株主総会の運営に混乱が生じかねないためである。また、株主総会の招集の通知を発する前に違反の是正によって議決権の停止の効力が失われることがないことが確定する制度設計とすることが、株主総会の安定的な運営に資すると考えられる。そのような制度設計とすれば、特に議決権の停止の要件を満たすことが明らかであって仮処分事件において議決権の停止が認められない旨の判断がされる合理的な可能性がないような場合には、違反株式については招集の通知を発さないことにより、議決権が停止されたにもかかわらず当該議決権が事実上行使されてしまい、その内容を集計結果から除外することが困難になる事態を避けることができるためである。株主総会の招集の通知の発送期限が株主総会の日から2週間前であること（会社法第299条第1項）及び株主総会を招集する者が違反の是正状況を確認した上で招集の通知の発送要否を判断する期間として1週間程度は要すると思われることを踏まえると、「一定の期間」を3週間とすることで上記の意義を達成することができると考えられる。

また、議決権停止通知を受けた者が違反を是正してから議決権の停止の効力が失われるまでの期間を3週間とすると、議決権停止通知から停止の効力が生ずるまでに1か月の期間を設けているため、議決権停止通

知を受けてから約1週間以内に違反を是正すれば、議決権が停止されないことになる。この1週間という期間について、注3及び注4において注記しているとおり、株式管理機関による転送・情報提供義務の履行期限について、比較的長い期間とする考え方であっても、3営業日以内又は7日以内であることを踏まえると、転送・情報提供義務の履行期限と同程度又はそれ以上の期間が違反の是正の猶予期間として与えられていることとなり、十分であると考えられる。

そこで、本文(1)キ①では、従前の提案と同様の内容を提案している。

(4) 故意・重過失の解釈

第18回会議では、故意・重過失の解釈について、①仲介機関（株式管理機関）の過失による違反であれば、当該仲介機関（株式管理機関）が違反を認識した場合には速やかに違反を是正することが想定されるため、違反が速やかに是正されなければ故意による違反であることが推認されるとの意見、②仲介機関（株式管理機関）が確認制度のために通常用いられる合理的なシステム及び手続に従って義務の履行に当たっていた場合には、不備を認識しながら必要な対応を著しく怠った又は通常求められる基本的な確認を著しく怠ったといった特段の事情がない限り、重過失は認められないと解するべきであるとの意見があった。

これらの意見はいずれも合理的であり、かつ、相互に矛盾するものでもないと考えられるため、制度運用時の解釈において参照されることが想定される。

(5) 裁判所の関与方法

ア 裁判所の判断を議決権の停止の要件とはしないこと

第18回会議の参考人であるICGNからの意見聴取では、裁判所の判断を議決権の停止の要件とするべきであるとの意見があり、第18回会議では、これを支持する意見が多数あった。

裁判所の判断を議決権の停止の要件とする場合には、議決権の停止を争う紛争は実体法上の権利義務の存否を争う私人間の紛争であるため、訴訟手続として、判決によって法律関係の変動を生じさせる形成の訴えとする方法が考えられる。

もともと、形成の訴えの確定判決を得るには一定の期間を要するところ、議決権行使の基準日後に行う確認請求に対する転送・情報提供義務違反に対して議決権の停止を求めても、当該基準日に係る株主総会までに確定判決を得ることができない可能性が高く、そのような形成の訴えを創設することは困難である。

この点を措くとしても、株主総会までに確定判決を得られない可能

性が高い以上、実際には仮処分事件において争われることが想定されるところ、そのような仮処分命令が手続法上許容されるか自体が論点となり得ることに加えて、仮処分事件における債務者（株式管理機関である名義株主）が外国の法令に準拠して設立された法人であって日本における代表者を登記していない場合などには、実務上、株主総会までに仮処分命令を得ることができない可能性が高い。そうすると、そのような者に対しては議決権の停止による抑止力が及ばないこととなり、実効性を確保するために議決権の停止措置を設ける意義を大きく減殺しかねない。

他方で、所定の要件を全て満たす場合には裁判所の判断なく議決権の停止の効力が生ずるという従前の提案について、①議決権停止通知の発出は故意・重過失による転送・情報提供義務違反を要件としていること、②その要件該当性の判断は取締役会において行うことを義務付けていること、③転送・情報提供義務違反がないにもかかわらず議決権停止通知をしたとしても、これにより議決権が停止されることはなく、株主総会において議決権の行使を認めなかった場合には株主総会の決議の取消事由となり得るため、上場会社においても慎重な判断を行うことが期待されること、④転送・情報提供義務違反があったことが明確である場合にまで裁判所の判断を要件とすることは過剰な手続と思われること、⑤議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでに1か月の期間を設けていること（なお、上記③の株主総会の決議の取消しのおそれを踏まえると、上場会社から議決権行使禁止の仮処分の申立てを行うことも想定される。）、⑥議決権停止通知を受けた者が違反を是正した後3週間を経過することで議決権の停止の効力が失われるものとするることにより、議決権停止通知を受けてから約1週間以内に違反を是正すれば議決権が停止されないという救済手段を設けていることを踏まえれば、裁判所の判断を議決権の停止の要件とする必要性は乏しいように思われる。

そこで、本文(1)カでは、従前の提案と同様に、裁判所の判断を議決権の停止の要件とはしないこととしている。

イ 仮処分の申立権者

第18回会議では、転送・情報提供義務の違反者のうち名義株主でない者や指図権者が議決権行使許容の仮処分の申立てを行うことができるかを検討するべきであるとの意見があった。

議決権行使許容の仮処分の本訴訴訟は株主権（議決権）確認の訴えになると考えられるところ、名義株主でない違反者や指図権者に当該訴えの確認の利益が認められるかが問題となる。この点について、第三者との間の法律関係の確認の訴えにおいて確認の利益が認められる場合もあり、「当事者間に存在する法律関係のみならず当事者の一方と第三者間の法律関係と雖も苟も当事者間に其存在不存在を確認せしむる法律上の利益あるときは之に付き確認訴訟を提起し得るものと解するを相当とす」（大判大正9年2月26日民録26輯207頁）とされている。また、最判令和2年9月7日民集74巻6号1599頁についてのいわゆる調査官解説は、第三者のためにする契約（民法第537条）又は他人を受益者とする信託契約について、当該第三者又は他人が当事者となった、契約の存在又は不存在（を前提とする権利又は法律関係）の確認の訴えについて、「自己（原告）の権利又は相手（被告）の自己（原告）に対する権利の直接の発生原因である基本的な法律関係としての契約の存否に係る確認をするものであり、確認判決を得ることが紛争を抜本的に解決し原告の権利又は法的地位への危険・不安を除去するために適切であるといえる」とする（笹本哲朗「判解」最判解民事篇令和2年度（下）518頁）。

そして、転送・情報提供義務の違反者のうち名義株主でない者や指図権者について、指図権者は株式管理機関に対して議決権行使の指図権を有しており、株式管理機関の連鎖がある場合には、指図権者による指図を議決権の行使に反映するために下位株式管理機関は上位株式管理機関に対する指図権をそれぞれ有していることが想定される。そのような議決権行使の指図権を有する者は、名義株主の議決権の確認の訴えについて、自己の指図権の直接の発生原因である基本的な法律関係としての契約の存否に係る確認をするものであり、確認判決を得ることが紛争を抜本的に解決し、当該者の権利又は法的地位への危険・不安を除去するために適切であるといえ、確認の利益が肯定されるように思われる。なお、名義株主に対して判決の効力を及ぼすためには、訴訟告知を行うことが考えられる（民事訴訟法第53条第4項、第46条）。

したがって、転送・情報提供義務の違反者のうち名義株主でない者や指図権者にも本訴訴訟となる株主権（議決権）確認の訴えの確認の利益が認められ、議決権行使許容の仮処分の申立てを行うことができると考えられる。

5 実質株主による株主総会への代理出席等（本文(2)）

第18回会議では、指図権者による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使に関して株主総会の実務が混乱する懸念について、代理権を証明する書面等の提出期限を株主総会の1週間前までとすることや当該書面の様式を法令において定めるべきであるとの意見が複数あった一方で、解釈によって対応することを支持する意見が多数あった。なお、会社法施行規則第63条第5号に基づき代理権を証明する書面の提出期限を定めることが一切認められないとの意見はなかった。

そこで、本文(2)では、従前の提案と同様の内容を提案している。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(8)までの規律を設けるものとする。

(1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（上場会社が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。）を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。（注1）

(2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から5年間、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。

(3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。

(5) 故意又は重大な過失により(1)の規定に違反して大量保有・変更報告書を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。）がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権停止通知をした日から1か月を経過したときは、違反者が保有（金商法第27条の23第3項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下2において同じ。）する当該上場会社の株式（株主総会において議決権を行使するこ

とができる者を定めるための基準日を定めた場合にあっては、当該基準日において違反者が保有する当該上場会社の株式)の株主は、当該株式について、議決権を行使することができない。

(6) (5)の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

ア (5)の違反の事実が発生した日から5年間を経過した場合

イ (5)の違反に係る大量保有・変更報告書の追完(注2)の日から1か月を経過した後最初に招集される株主総会の終結の時を経過した場合

(7) 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

(8) 議決権停止通知をする決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

(注1) (1)の規定により大量保有・変更報告書を上場会社に提出した者は、当該大量保有・変更報告書に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を当該上場会社に提出しなければならないものとし、当該訂正報告書の備置き及び閲覧並びに故意又は重大な過失により、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている訂正報告書を提出したことを議決権停止の対象にすること等について、所要の規定を整備するものとする。

(注2) 「追完」とは、違反者が、違反者が提出しなければならない当該株式に係る大量保有・変更報告書のうちその提出期限が最も遅いものを(1)又は金商法の規定により提出することをいうものとする。

(注3) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して役員の選任等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

(補足説明)

1 変更点について

本文は、表記の調整をしているほか、その実質的な変更点は、金商法に基づく大量保有報告制度における訂正報告書の提出義務と同様の規律を設ける旨の注1を加えたことである。

2 特例報告が適用される者について

第18回会議では、金商法第27条の26第1項又は第2項の規定による特例報告が適用される者については、重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、かつ、株券等保有割合（金商法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が10%を超えない（金商法第27条の26第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第12条）
5 ことを踏まえて、違反があった場合であっても議決権の停止の対象にするべきでないとの意見が複数あった。

もっとも、上場会社ひいては株主の共同の利益のために上場会社の状況又は運営に関する基本的な情報として一定数以上の議決権の行使について
10 実質的な決定権限を有する者等の情報の開示を求めるという株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度（以下「通知制度」という。）の実効性を確保し、また、株主総会の決議の公正性を担保するという議決権の停止の趣旨は、上記の特例報告の要件を踏まえても、株券等保有割合が5%を超える以上、なお特例報告の適用を受ける者についても妥当する。したがって、特例報告の適用を受ける者による通知義務の違反についても、議
15 決権の停止の可能性を残すことにより、これを抑止する必要性があると考えられる。

他方で、確かに、特例報告の適用を受ける者は日常業務を通じて反復継続的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって通知義務に違反しやすい側面があると考えられる。もっとも、議決権の停止の対象となる違反が故意・重過失による違反に限定されているところ（本文(5)）、特例報告の適用を受ける者の上記の性質は、重過失の有無の判断に当たって考慮されることが想定され、故意・重過失の要件により合理的な結論を導くことが可能であると思われる。

そこで、本文では、特例報告が適用される者について他の者と異なる取扱いはしないこととしている。

3 議決権以外の共益権への影響

これまでの部会では、議決権が停止された場合に議決権以外の共益権についてどのような影響があるのか検討するべきであるという問題提起があった。
30 った。

この点については、個別の共益権の解釈となるものの、議決権を行使することができることを前提とした権利は制限されることが考えられる。例えば、①株主提案権及び臨時株主総会の招集請求権については、「当該株主が議決権を行使することができる事項に限る」とされている（会社法第297条第1項、第303条第1項及び第304条）。また、②株主総会の目的である事項の全部について議決権を行使することができない株主には、株主総
35

会の招集の通知がされず(会社法第298条第2項及び第299条第1項)、招集の通知の対象外である以上、出席権及び質問権等を含めた株主総会への参与権も有しないと考えられる。なお、③株主総会の決議の定足数の算定の際の分母も「議決権を行使することができる株主の議決権」とされており(会社法第309条第1項)、行使することができない議決権は算入されないこととなる。

また、第18回会議では、株主提案権や臨時株主総会の招集請求権については、追完により停止の効力が失われる期間について、追完の日から1か月を経過した後最初に招集される株主総会の終結の時の経過とするのは長すぎるとの意見があった。もっとも、株主提案権や臨時株主総会の招集請求権は、議決権を行使することができることを前提とした株主総会に関する権利であり、株主総会における議決権が行使できない間は同様に停止されるべきであるという考え方もあり得るように思われる。そこで、本文では、株主提案権や臨時株主総会の招集請求権について議決権と異なる取扱いはしないこととしている。

なお、株主提案権や臨時株主総会の招集請求権における保有期間要件については、権利の行使のために一時的に株式を取得しようとすることを抑制するという趣旨を踏まえると、議決権が停止された場合であっても保有期間は継続していると考えるのが合理的であると思われ、明示的な規律を設けなくともそのような解釈は可能であると思われる。

4 裁判所の関与方法

前記本文1(補足説明)4(5)の確認制度における議決権の停止への裁判所の関与方法において述べたのと同様に、本文(5)では、従前の提案と同様に、裁判所の判断を議決権の停止の要件とはせず、また、名義株主でない通知義務の違反者のうち少なくとも議決権行使の指図権を有する者には本案訴訟となる株主権(議決権)確認の訴えの確認の利益が原則として認められ、議決権行使許容の仮処分 of 申立てを行うことができると解されることを想定している。

なお、確認制度と通知制度では、①議決権が停止される株主総会が直近の株主総会に限定されているか否か及び②違反の是正(追完)から議決権の停止の効力が失われるまでの期間に差異があるものの、前記本文1(補足説明)4(5)アにおいて述べたのと同様の理由により、裁判所の判断を議決権の停止の要件としないことの合理性は通知制度においても認められるように思われる。

5 議決権の停止を株主総会の決議に反映するための手当てについて

第18回会議では、仲介機関(株式管理機関)である名義株主又はその

下位仲介機関（株式管理機関）の指図権者の議決権が停止された場合において、当該名義株主に、上場会社から請求を受けたときは、違反をした指図権者が保有する株式の議決権の行使状況を上場会社に通知しなければならないとする義務を課すことについての意見があった。具体的には、当該名義株主が事前の議決権の行使状況を把握していないときは、指図権者から議決権行使の事務委託を受けている者が当該名義株主に行使状況を開示する義務を設けることを検討するべきであるというものであった。

もっとも、指図権者が議決権行使プラットフォームを通じて議決権の事前の行使の内容を事実上直接選択した場合であっても、法的には名義株主である株式管理機関による議決権の行使であって、そのような自身の議決権の行使の内容を把握するために第三者に対して開示義務を課すことは適切ではないとも思われる。

そこで、本文では、この点については提案していない。

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

一定の移行期間を設けた上で、株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度を廃止するものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料14の第2部第3の1（書面交付請求制度の見直し）と同様である。

2 書面による議決権の行使についての見直し

取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならないものとする。

（注）社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料14の第2部第3の2（書面による議決権の行使についての見直し）と同様である。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

加入者（振替法第2条第1項第3号に規定する加入者をいう。以下同じ。）は、会社法第130条第1項の規定にかかわらず、その直近上位機関（振替法第2条第6項に規定する直近上位機関をいう。）の同意を得て、当該直近上位機関及び振替機関を経由して、次に掲げる振替株式の発行者に対し、会社法第299条第3項に規定する承諾（以下「電磁的方法による招集通知についての承諾」という。）の意思表示をすることができるものとする。

ア 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が振替法第151条第2項第1号の申出をしたものを除く。）

イ 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主（振替法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。）である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

ウ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

エ 当該加入者が振替法第155条第3項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

（注）社債権者集会の招集の電磁的方法による通知（会社法第720条第2項）について、募集事項で電磁的方法により社債権者集会の招集の通知を発することができることとする旨及びその方法を定めた場合には、社債権者の承諾を不要とし、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

（補足説明）

1 株主総会の招集の電磁的方法による通知（本文）

(1) 第16回会議における議論の状況

第16回会議では、株主総会の招集の電磁的方法による通知を促すために規律を見直すという方向性に賛成する意見が多数あった一方で、具体的な制度設計に当たっては口座管理機関の負担を考慮するべきであるとの意見が多数あり、口座管理機関の負担について、コスト削減によるメリットを享受する株式会社がその費用を支払う方法を検討するべきであるとの意見もあった。また、口座管理機関を経由することについては、

株主も株主名簿管理人を把握していない場合が多いことを踏まえ、株主の利便性の観点から肯定的な意見が多数あった一方で、本来招集通知は会社から株主に対してされるべきものであるとして、否定的な意見もあった。さらに、今般の法律レベルの見直しとしては、口座管理機関及び振替機関を通じた電子メールアドレスその他の電磁的方法による通知先の提供を可能にするなど電磁的方法による招集通知についての承諾の取り方についての便宜を図るにとどめ、実務レベルで関係者が合理的な制度設計をすることが望ましいとの意見もあったところである。

(2) 提案の趣旨

ア 前記(1)のとおり、具体的な制度設計の在り方についてなお意見が分かれる中で、電磁的方法による招集通知を促すための見直しとしては、第16回会議でも指摘があったとおり、電磁的方法による招集通知についての承諾を取得する方法について、株主の利便性の観点から、口座管理機関及び振替機関を通じた電磁的方法による通知先の提供を可能にすることが考えられる。この場合には、口座管理機関の負担を考慮して、実務において口座管理機関の負担を軽減する仕組みやその負担について会社がその費用を支払う仕組みなど、関係者の協議により合理的な制度設計を検討する必要がある。

この点について、事務当局において実務関係者とも協議を行ったところ、口座管理機関にとって任意の制度とし、次の仕組みにより口座管理機関の負担を考慮した上で、電磁的方法による招集通知についての承諾の取得を円滑化することにより、株主総会の招集通知の電子化を促進することが考えられる。すなわち、①株主は、口座管理機関の同意がある場合には、当該口座管理機関や振替機関を経由して、会社に対して電磁的方法による招集通知についての承諾の意思表示をすることができることとすることが考えられる。なお、ここでいう「同意」は、実務上、口座管理機関が加入者に対して個別に同意をするのではなく、当該口座管理機関が、事前にこの仕組みにより自身を経由して株主から会社に対する承諾の意思表示を取り次ぐ旨を明らかにしておくことを想定している。また、具体的な電磁的方法の内容や株主の承諾の様式等はあらかじめ実務関係者間で決めておき、株主はその方法により招集通知を受けることについて承諾の意思表示をすることを想定している。さらに、会社は、直近上位機関を通じて株主からの承諾の意思表示の取次があった場合には、必ずこれを受け付ける必要がある（したがって、後記のとおり手数料を支払う必要がある。）ことを想定している。

また、実務上の仕組みとして、②会社が口座管理機関及び振替機関の取次に係る費用を負担する制度を設けることとする。具体的には、株主から口座管理機関及び振替機関を経由して電磁的方法による招集通知についての承諾の意思表示を受けた会社は、振替機関に対して所
5 定の手数料を支払うとともに、新規に発生した取次数に応じて、取次業務を行った口座管理機関に対して、その口座管理機関が定める手数料を支払い、振替機関は、会社から受領した手数料を、取次数に応じて口座管理機関に分配することとする。なお、手数料の金額の目安は、現状の実務において会社が印刷・郵送に要する費用（株主一人当たりの
10 保有期間をも考慮する）よりも低い額を想定しているが、手数料の金額の目安については様々な考え方があると思われ、この点は、引き続き実務関係者間で協議することとしている。

イ なお、第16回会議では、フィッシング等の懸念から、電子メールアドレスを前提とした制度設計には疑問があるとの意見が多数あった。
15 そこで、本文では、電子メールアドレス等を株主名簿の記載事項とする中間試案で提案された制度ではなく、株主は、その直近上位機関の同意を得て、当該直近上位機関や振替機関を経由して、会社に対して電磁的方法による招集通知についての承諾の意思表示をすることができ
20 ることとしている（したがって、株主総会の招集通知以外の通知については、現行法の規律が維持される。）。実際には、電磁的方法による招集通知についての承諾に際して通知に用いる電磁的方法の種類（会社法施行令（平成17年政令第364号）第2条第1項）として電子メールが選択されることもあり得ると思われるが、電磁的方法による招集通知についての承諾自体は現行法の下でも可能であり、殊更
25 に電子メールアドレスに依拠した制度を新たに創設するものではない。なお、実務上の工夫として、必要に応じて招集通知に記載されている議決権行使ウェブサイトのURLを記載しない等のフィッシング対策をとることも考えられる。

2 社債権者集会の招集の電磁的方法による通知（注記）

30 第16回会議では、①社債には30年債や40年債などの長期債も存在するため、募集事項において数十年先までを見越して電磁的方法による通知の可否やその方法を定めることは困難であることや、既発債が対象外になってしまうと利便性を損ねることから、募集事項の定めを要件とすることなく電磁的方法による通知を認めるべきであるとの意見が複数あった。
35 また、②社債権者（機関投資家）の担当者が替わるなどの事態も想定され、そのような場合には招集通知の送付前に事前に連絡を取り合って確認をす

る必要があるのではないか（したがって、社債権者集会ごとの個別の承諾を不要とする意味が乏しいおそれがないか）との意見があった。

①の意見については、第１６回会議でも指摘があったとおり、募集事項の定めを必要とする場合には、そのような募集事項の定めがあるものとみなすなどの経過措置を定めない限り、既発債については社債権者集会の決議により募集事項の変更をしなければならず（会社法第７１６条）、利便性が低下する側面があることは否定できない（なお、第１４回会議の参考人であるみずほ銀行からの意見聴取でも、募集事項の定めを要しないで承諾を不要とするべきであるとの意見があった）。そのため、既発債における利便性を考慮して、例えば、第２部第１の７（注）と同様に、いわゆるオプ
5 トアウト方式により社債権者の意思を問えば足りることとする考え方もあり得るように思われる。

もっとも、電磁的方法による招集通知について承諾を求める趣旨が、㉠インターネットを利用できる環境にない者の保護や㉡「電磁的方法」とい
15 っても多様であるために承諾を求めて後の紛争を予防することにある点を踏まえて、許容性を検討する必要がある。㉠の趣旨に関しては、発行会社は社債権者の電子メールアドレス等の電磁的方法による通知先を知らなければその方法により社債権者集会の招集通知を発することはできないため、インターネットを利用できる環境にない者には書面により招集通知を発
20 することとなり、そのような者の保護という趣旨は募集事項の定めを不要としても達成できるという考え方もあり得る。他方で、㉡の趣旨に関して、募集事項の定めを必要とする場合には、社債権者は事前に募集事項を参照することで電磁的方法により通知を受けること及びその方法を把握できることから、後の紛争を予防するという趣旨は達成できると考えられるが、
25 前記のとおりオプトアウト方式を採用して募集事項の定めを不要とした場合には、社債権者は事前に通知を受ける方法を把握することができない。例えば、発行会社は社債権者のＳＮＳアカウントを把握しており、そのアカウントに宛てて招集通知を発することとしたが、その社債権者は電子メールによって招集通知を受け取ることを希望しており、ＳＮＳにより通知
30 されることを想定していなかった場合について、事前の承諾を不要とすれば、その社債権者の利益が保護されず、後の紛争を惹起しかねないとも考えられる。

以上を踏まえると、社債権者の意思を問わずに電磁的方法により通知を発することを可能にするのは許容され難いようにも思われるため、部会資料１４の第２部第３の３と同様の注記をしている。

また、㉢については、事務当局において部会外でヒアリングを実施した

機関投資家によれば、担当者が替わった場合でも適切に社内で連携をとっていることから、この点は問題にはならないとの意見があった。さらに、第14回会議の参考人であるみずほ銀行からの意見聴取では、社債権者集会の招集通知について見直すべき理由の一つとして、社債権者への丁寧な説明や事前の票読みの観点から、招集者たる会社が、招集通知前に個別に社債権者とコンタクトを取るケースも多く、この場合には、個別にコンタクトを取った社債権者は「知っている社債権者」に該当するため、招集通知を電子メールで発する場合には、書面又は電磁的方法で事前の承諾を得なければならない、実務上煩瑣であるとの意見があった。これを踏まえると、事前に連絡を取っていても改めて承諾を得るという手間が発生することから、本文の見直しにより個別の承諾を不要とする意義はあるように思われる。

(別紙)

セーフハーバールールに関する解釈の検討・整理

特に記載がある場合を除き、いずれの事例も、通信障害は株式会社の故意・重過失によって生じたものではないものとする。

事例		解釈の検討・整理
(1)	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、 <u>定足数を満たさなかった</u> 。	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかったことについては、「通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したとき」に当たり、セーフハーバールール適用により、会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が法令若しくは定款に違反し〔たとき〕」（以下「法令・定款違反」という。）には該当しない。 しかし、定足数を満たさなかったことについては、定足数を満たしていないにもかかわらず議長が可決を宣言したという別個の法令・定款違反（会社法第309条違反）であり、通信障害により生じた違反ではないため、セーフハーバールール適用対象外である。 なお、裁量棄却（会社法第831条第2項）が認められる余地はあるが、定足数を満たさなかったことは、基本的には「違反する事実が重大」であり、裁量棄却は認められないものと考えられる。
(2)	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、 <u>定足数を満たしたものの、決議に影響を及ぼした</u> 。	違反の事実が決議に影響を及ぼすものであるため、セーフハーバールールは適用されず、法令・定款違反に該当する。 なお、決議に影響を及ぼしているため、裁量棄却も認められない。
(3)	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、 <u>定足数を満たし、かつ、決議に影響を及ぼさなかった</u> 。	違反の事実が決議に影響を及ぼさないものであるため、セーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。
(4)	全ての株主が議決権を行使することができ	基本的にはセーフハーバールールが適用され、法令・

	たが、通信障害により<u>一部の株主が動議又は質問を提出することができなかった。</u>	定款違反に該当しないものと考えられるが、一部の株主が動議又は質問を提出することができなかったことにより決議に影響を及ぼしたと認められるような場合には、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。 なお、決議に影響を及ぼしたと認められる場合には、裁量棄却も認められない。
(5)	全ての株主が議決権を行使することができ、動議又は質問の機会も確保されたが、議事進行の一部で通信障害が生じたことにより<u>株主の視聴に支障が生じた。</u>	基本的にはセーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。
(6)	通信障害により、株主総会当日において<u>株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかった</u>が、議長は株主総会の議事進行を全て行った。株主は、動議及び質問の提出、議決権の行使等を行うことができなかったが、事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たしていた。	事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たしており、基本的には決議に影響を及ぼさないものといえるため、セーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。 もっとも、①株主総会当日において株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかった以上、株主総会が開催されたとはいえず、決議不存在に該当するという考え方や、②株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかったにもかかわらず、議長が株主総会の議事進行を行ったことは別個の法令・定款違反（議長の議事整理権の裁量逸脱）であるため、セーフハーバールールの適用対象外であるという考え方などもあり得る。
(7)	<u>株式会社が、通信障害を認識したにもかかわらず、そのまま議事を進行した。</u>その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。	上記(1)から(5)まで及び下記(9)の一場面として捉えるべきと考えられる。 もっとも、例えば、通信障害が生じた後、すぐに障害から復旧することを認識しておきながら、一部の株主の質問・動議の提出や議決権行使を妨げることを目的として、そのまま議事を進行したような場合には、決議に影響を及ぼさないものであり、セーフハーバールールが適用され、法令・定款違反には該当しないとしても、⑦別個の法令・定款違反（議長の議事整理権の裁量逸脱）となる可能性や、④会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なと

		き」に該当する可能性がある。
(8)	株主総会に出席することが想定される株主数を踏まえ、当該株主が同時に接続しても十分な通信速度を維持することができるよう余裕を持った同時接続回線数を確保することをしなかったために、通信障害が発生した。 その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。	「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえない場合には、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。
(9)	通信障害が生じた場合に代替する通信の方法（複数の回線やW i - F i 、電話回線等）を用意していたが、通信障害が発生した際に、当該代替する通信の方法への切替えを行わなかった。 その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。	「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえない場合には、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。
(10)	株式会社の役職員が、使用している通信の方法を意図的に切断したことにより、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。	「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえない場合、又は、「株式会社の故意・重過失によって通信障害が生じた」場合に該当するときは、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。
(11)	通信障害により一部の株主の視聴や議決権の行使に支障が生じたところ、株式会社が<u>実施要件を満たしていなかった</u>（例えば、1 (2) のデジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置をとらなかった場合）。	実施要件を満たしていなかったという法令違反は、 「通信障害により」株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合ではないから、セーフハーバールールの適用対象にはならない。